

悪党召し捕りについての一考察

本間, 志奈 / HONMA, Shina

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

79

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

80

(発行年 / Year)

2013-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011327>

悪党召し捕りについての一考察

本 間 志 奈

はじめに

鎌倉末期に多発した悪党事件への本所・幕府の対処法として、近藤成一氏が「悪党召し捕りの構造」^①を提唱されて以降、この説が定説となっている。即ち、本所が悪党召し捕りに六波羅探題を関与させようとする場合、本所はまず悪党召し捕りを六波羅探題に命じる院宣（「違勅院宣」^②と呼ぶ）を獲得し、その院宣に基づき六波羅探題は悪党召し捕りを両使に命じる御教書（「袞御教書」と呼ぶ）を発給する、というシステムが存在したことに注目し、それを「悪党召し捕りの構造」（以下、「構造」と略記す）と名付けられたのである。

さらに近藤氏は、この「構造」は鎌倉末期に所謂「悪党訴訟」が頻発する中、伏見天皇親政期（一二九〇～一二九八年）

において成立したとされ、本所一円地における「悪党鎮圧」という公武双方の共通目的を達成するための手段として生み出されたものと理解されている。

一方近藤氏は、この「構造」が機能する範囲を本所一円地と限定されているが、山陰加春夫氏によって、本所一円地であっても違勅院宣の発給なく、悪党召し捕りが行われている可能性が指摘され、「構造」^③だけでは、六波羅探題の悪党召し捕りを充分に説明しきれない状況となっている。

そこで本稿では、主に近藤氏の触れておられない悪党事例を確認し、先行研究に依拠する所は多いが、悪党召し捕りとはいかなるものであったのか、また「構造」はいつどのように成立したのか、という問題を再検討していきたい。

なお、本稿で対象とする悪党とは、近藤氏同様「幕府検断の対象となる犯罪者」^④であり、悪党との表記がなくとも、

罪状が所謂「悪党訴訟」のそれと同様と判断できるものも含める。

一 「構造」成立以前の対悪党措置

本章ではまず、六波羅探題設置から一二六〇年代に至る時期の悪党事件について取り上げよう。

1 六波羅探題設置直後の悪党事件

嘉禄年間（一二二五～一二二七年）に起きた大和国豊国庄と同国八条庄の事例を確認しよう。

豊国庄の事件の経緯は、嘉禄三（一二二七）年八月日付の豊国庄新補地頭長布施四郎重康の申状によると、およそ以下のようなものである。

承久の乱後、長布施重康は新補地頭として豊国庄地頭職を得た。しかし、同地を没収された前下司刑部承行季が「多武峯御廟守」と称して、当該地への権利を主張し、預所である興福寺の長忠五師や御墓守神人等と手を組み、押領や代官所への乱入等の狼藉行為を行っていた。これに対し重康は六波羅探題の御教書を得て、氏長者である近衛家実に行季等の召喚を命じる長者宣の発給を求め、対決を目指したが、行季等は出頭しなかった。以降も行季等の狼藉（主

に代官所に対する）は繰り返され、何度も氏長者宣や関東御教書に背きながら、最終的に三百人の悪党たちが代官宿所を取り囲み、放火・破却等といった狼藉行為に及び、代官殺害を目論んでいるので、代官の救出を鎌倉幕府に求めたというものである。

これに対し幕府・六波羅探題は以下のような対応に出た。

【史料①】 関東御教書⁽⁷⁾

（端裏書）
「豊国事 両国司申状」

大和国豊国庄悪党狼藉事、地頭長布施四郎重康訴状
副代官 申状 如此、可糺断子細之由、度々被仰之处、不応召、致濫行之条、罪科不輕、甚以奇恠也、早言上事由於殿下御所、前下司行季・預所長忠五師以下与力之輩、不日可令召進関東也、更不可及遲怠、兼又於地頭代光重者、且可令安堵其身之状、依鎌倉殿仰、執達如件、

嘉禄三年九月七日

（北条時義）
武藏守（花押）
相模守（花押）

（北条時義）
掃部助殿并修理亮殿

【史料②】 六波羅御教書⁽⁸⁾

（端裏書）
「豊国八条両庄事 修理亮状」

兩条

豊国庄狼藉事

依地頭訴申候、召決兩方、可申子細、随狀跡可有御成敗之由、自関東度々被仰遣候之間、言上 殿下候之處、論人企參洛、可遂対決之由、雖被下長者宣、于今不參対、可被禁獄地頭之由、被触仰之条、存外次第候歟、衆議之趣与地頭之訴、已以参差、不被札明真偽、無左右被申行罪咎之条、関東定被驚思食候歟、理又不可然候哉、八条庄狼藉事

地頭代訴申候之間、同依言上 殿下候、為札決是非、以 長者宣、被召良賢候之處、寺家御請文如此、仍案文進覽之候、子細不可違先条候也、豊国・八条共依為罪科輩跡、為関東御進止、被置地頭職候了、兩地頭代、縱雖有其咎、可被經次第沙汰之處、猥被焼払住宅、追却其身之条、頗乱次之基候歟、以此旨可令披露給候、仍執達如件、

十月二日

(北条時氏)
修理権亮(花押)

(北条時盛)
掃部権助(花押)

幕府は六波羅に行季以下の召進を命じ、六波羅探題は結果はともかくとしても、幕府の命令を施行した。ここで、

悪党召し捕りについての一考察(本間)

注目したいのは、論人(悪党)の召喚に、氏長者の許可が必要なことである。また重康の申状中にも、「令言上殿下、又被成長者宣、召取寺家下知、六波羅殿御使二人・寺家使等、相具代官光重、去四月十九日入部之處」とあるように、現地で武家が行動するためには、氏長者宣が必要であったことが判る。

一方、八条庄の悪党事件は、興福寺僧良賢・順現等による地頭住宅の焼き払い・田畠の点定等の狼藉を地頭代が訴えたものである。地頭代の訴えを受けて六波羅探題は【史料③】を発給した。

【史料③】六波羅御教書案⁽⁹⁾
(増真書)

「六波羅殿御教書案」

大和国八条庄地頭代訴申良賢・順現等狼藉事、如狀者、為彼等、焼失地頭政所、点定田畠云々、事実者甚狼藉也、早彼召出件輩等、可遂対決之由、申上 殿下畢、其間且停止彼等狼藉、可令地頭代安堵之狀如件、

嘉禄三年八月廿四日

(北条時氏)
修理権亮在御判
(北条時盛)
掃部権助在御判

八条庄地頭代

右からも、論人の召喚に氏長者宣が必要なことがみえ、豊国・八条両庄の事件から、関東進止地内訴訟であつても、論人の召喚には氏長者宣が必要である場合があつたことが判る。

2 正嘉の飢饉と悪党蜂起

承久の乱から三十年以上経つた正嘉元（一二五七）〜同三（一二五九）年にかけて人々は大きな試練に遭遇した。元年の早に始まり、翌年の冷夏・大暴風・大風・洪水といった大災害、またそれに起因する三年の大飢饉は、多くの溺死・餓死者を出すこととなつたのである。そのような状況は社会不安を増長させ、正嘉二年夏頃から、夜討・強盗の蜂起が起こり始め、さらに九月には「国々悪党令蜂起」⁽¹¹⁾むという状態になつてゐた。この状況を受けて幕府は悪党対策を講じた。⁽¹²⁾

正嘉以降も度々飢饉は起こり、悪党蜂起及び悪党訴訟が激発していく中、幕府は折々に追加法を發布し、六波羅探題の検断権強化を図っていくことになる。⁽¹³⁾

悪党訴訟の頻発化、それに伴う六波羅探題の検断権強化は、それまで衾宣旨の発給を以て体现化されていた朝廷の全国的検断権に限界をもたらし、本所の自力による紛争解

決を不可能にし、検断については幕府への依存度を高めていくしかなかった。そしてそれは「構造」の成立によつて、本来朝廷によつて行われるべきであつた断罪が六波羅探題によつて執行され、またそれは六波羅探題の武力無しでは実現されえないものになつた、と西田友広氏によつて指摘されている。

つまり、六波羅探題設置直後は、関東進止地内訴訟であつても本家（氏長者）の協力が武家にとつて必要なものであつたが、その状態から、正嘉の飢饉以降の悪党蜂起・悪党訴訟の激発化は「構造」を出現させ、朝廷・本所と幕府・六波羅探題の検断におけるパワーバランスを均衡状態から武家依存へと変化させていつたのである。

二 「構造」の成立時期

近藤氏は、「構造」の成立時期を、伏見天皇親政期の正応三（一二九〇）〜永仁五（一二九七）年の間とみなされた。⁽¹⁴⁾それは左記に掲げる【史料④・⑤】中に見られる「関東平均御式目」と「関東御事書」の立法が伏見天皇親政期であると推定されたからである。

【史料④】大和国平野殿雜掌申状案⁽¹⁵⁾

東寺領大和国平野殿雜掌僧弁性謹言上

(中略)

右、(中略)所詮、如関東平均御式目者、雖為本所一
 円之領、違 勅狼藉出来者、可有御沙汰之条、為顯然歟、
 而彼沙汰人百姓違 勅狼藉之条勿論也、此上者、被成
 下 綸旨於武家、召出彼交名人等、被鎮狼藉、欲令備
 嚴重御祈禱供料、仍粗重言上如件、

永仁三年三月 日

【史料⑤】大和国平野殿庄雜掌重実重申状案⁽¹⁸⁾

東寺領大和国平野殿庄雜掌重実重言上

(中略)

右子細者、(中略)而為津戸信濃房之奉行、去九月
 十二日召合両方、乍統置訴陳状、不令知訴人、隱密違
 勅狼藉・本⁽¹⁹⁾敵対之次第、依令還年貢抑留之子細、

□□御沙汰歟、寺用□□□□、非武家御沙汰之間、被

棄置⁽²⁰⁾、(中略)雖非武家御口入之地、本所敵対之輩

出来、打止年貢、致狼藉之時、就訴申、被下 綸旨於
 武家、有識御沙汰之条、非無傍例、且関東御事書炳焉
 也、何可被棄置武家之御沙汰哉、是併奉行私曲也、所
 詮⁽²¹⁾□□憲法檢断奉行、違 勅悪行・本所敵対願妙・清

悪党召し捕りについての一考察(本間)

氏以下悪党人等、任交名之旨、不日召取其身、急速可
 有識沙汰之由、重可被下 院宣於武家、□□□□御
 奏聞、仍重言上如件、

永仁六年十月 日

近藤氏は、本所がはじめは【史料④】で院宣ではなく綸
 旨の発給を求め、その後【史料⑤】で院宣を求めているの
 は、伏見天皇の讓位・院政開始に対応しているとする。そ
 して、伏見天皇が正応五(一二九二)年七月に新制を發布
 して訴訟手続きを規定し、翌年六月には大規模な裁判機構
 の改編を行っていることと連動し、幕府において「関東平
 均御式目」・「関東御事書」と称された法が制定されたとす
 るのである。

だが近年、木村英一氏によつて興味深い指摘がなされた。
 建治年間(一二七六年頃)に、既に「構造」らしきものの
 存在が確認できる、と氏は言われる⁽²²⁾。

文永四(一二六七)年十一月十七日、多武峯悪党慶敏・慶弁・
 英尊等によつて多武峯九品院院主良性が殺害されるという
 事件が発生した⁽²³⁾。以降、捕縛され流刑に処せられた者も出
 たが、悪党等の狼藉は治まる様子はなく、弘安六(一二八三)
 年頃には、当時の九品院院主良算から重申状が提出されて

いる。

【史料⑥】大和九品院々主良算重申状⁽²³⁾

〔和国多武峯九品院々主良算重言上⁽²⁴⁾〕

〔被⁽²⁵⁾早任先度御沙汰旨、忿被⁽²⁶⁾經御 奏聞、可令召
断罪由、仰□□□□寺強盜殺害放仰火刃傷以下交名
人輩事、

□進

□卷 悪党人交名 編旨并長者宣二通 院宣并関東

御□□臧物注文、

〔慶敏以下交名悪党人等、去文永之比、為強盜打入同⁽²⁷⁾〕

寺九品院、□令殺害良性之後、盜取若干米錢以下資財
等之間、依訴申、被⁽²⁸⁾□□□□聞、可尋究犯否之由、就

被下院宣於武家、被召出交名之輩□□□□尊参洛之間、

先就当参、被定犯否之处、至良性殺害并□□□□、慶

敏以下交名之輩等所行之由、出慶弁白状畢、則以彼状

□□□□聞之处、被下彼状於明法、任勘状之旨、於慶

弁・英尊者、既以被遠流之、慶敏以下八人下手張本等、

恐自科不参問、建治二年十一月□□日法印□□雖被下

数々度召文、敢以不叙用、剩彼輩等□□惡口□□□□

戸追返 長者并別当坊御使之条、希代勝事也、凡匪至

此□□□□於所々合戦・夜討・引剥・苅田以下狼藉、
都以無絶期者哉、乗一□□□□然間頻就訴申、連々雖
被下召文、于今不事行之間、差日限下召文、一向不参
上者、不可有其期者、早任先度御沙汰旨、⁽²⁹⁾〔忿被⁽³⁰⁾經御〕
□聞、被仰付武家、為被召断罪、重言上如上件、

【史料⑥】の傍線部にみえるように、六波羅探題に論人
(悪党)への尋問を行わせるための院宣が発給され、そして
六波羅探題による論人の召喚が行われている。つまり、「訴
人↓朝廷↓治天↓六波羅探題(↓使節)」という経緯を辿つ
ていて、鎌倉末期のような軍事行動は確認できないまでも、
朝廷が被疑者の捜査・逮捕を命じ罪科を決定、そして六波
羅探題による執行(論人⇨悪党の召喚及び逮捕)が行われ
るという「構造」に酷似した型が存在しているのである。

さらに「構造」成立後の伊賀国黒田庄の悪党事件におい
ても、同様の過程が履まれていることを考えると、多武峯
の事例についても「構造」と呼んでいいものと思われる。⁽³¹⁾

また、慶弁・英尊が流刑に処せられた時期が建治二
(一二七六)年頃だと推定できることから、傍線部の院宣の
発給主は、建治二年時に治天である龜山上皇とみなすこと
ができる。

このように、近藤氏が「構造」の成立期とされた伏見天皇親政期よりも早く、「公家政権と六波羅探題が密接にリンクする検断の手続きが、少なくとも建治年間には整備されていた」⁽²⁵⁾のである。

以上、木村氏の指摘により、「構造」の出現が龜山上皇期であることが明らかとなったが、では、なぜこの時期であったのだろうか。

龜山上皇期の悪党対策を語る文言が、永仁六（一二九八）年六月日付けの丹波国宮田庄雜掌相違重申状⁽²⁶⁾にみえる。この重申状中に「建治・文永者、故悪党禁法最中也」とあり、文永年間（一二六四～一二七五）から悪党に対する取り締まりが強化されていることがうかがえる。これは、悪党の活動が活発化していたことへの対応であると思われる、また文永七（一二七〇）年には興味深い追加法が發布されている。

【史料⑦】追加法四四五条⁽²⁷⁾

一 国々狼藉事、近年於本所一円庄園、雖致鬭諍合戦、不能禁制之間、任雅意結構狼藉之由、有其聞、早申入子細於本所、可加炳誠也者、依仰執達如件、

文永七年八月廿九日

相模守判
(北条政村)
左京権大夫判

(北条時通) 相模式部大夫殿

右に掲げた追加法四四五条は、条文中に「悪党」という表記こそないが、本所一円地内での狼藉行為が本所の禁制では抑えられない状況になっているといい、本所の協力を得て鎮圧すべきであることを六波羅探題へ命じたものである。そしてその内容から、朝廷と幕府との連携の許に發布された法令であることが容易に想像できる。文永七年時の治天である後嵯峨上皇の時代から悪党召し捕りに対する公武の連携が仮定でき、「構造」が生まれる状況になっていた。そして、龜山天皇（上皇）期にそれは明確に形となって現れたのではなからうか。

「構造」の誕生を龜山期だとする根拠は、先に掲げた多武峯の事例の他にもう一つある。

伊賀国黒田庄悪党事件Ⅰ（後章で正安以降の黒田庄悪党事件の事例について触れるため、便宜上「Ⅰ」とする）の訴訟において提出された弘安五（一二八二）年十月日付け東大寺衆徒等申状等案をみると、六波羅探題へ悪党召し捕りを求めたが、検断奉行から「云寺領、云所犯輩、非武家被官者、不可口入」として却下されたことあり、これを不服とした東大寺が「雖為本所一円之地、本所之沙汰難治之時、

武家直可召取之由、被下 院宣者、承前不易之先例也」と主張している。この文言は、亀山上皇期に「構造」が存在したことを明確に表しているのである。

であるならば、【史料④・⑤】にみえる「関東平均御式目・「関東御事書」は亀山上皇期、しかも建治二年以前に既に立法されていたといえるであろう。

三 「違勅院宣」のない悪党召し捕り

前章の如く、亀山上皇期に「構造」が成立し、本所一円地での悪党召し捕りはこの方式によって進めることが可能となった。

しかし、本所一円地でありながら「違勅院宣」の発給なしに、悪党召し捕りが行われている事例が存在する。その一つが山陰氏によって指摘された紀伊国高野山領の悪党事件である。

高野合戦・紀州御合戦と表現され、荒川庄を主たる係争地とするこの悪党事件については山陰氏の研究に詳しいが、簡単に概要を説明すると、おおよそ以下の通りである。

弘安八（一二八五）年十一月に荒川庄上田村で殺害事件を起こした源弥四郎為時（法名法心）が、所領を没収されたことをきっかけとし、高野山金剛峯寺との対立を深めて

いく。為時は、近隣庄園の悪党等と結合し、正応四（一二九二）年までに十回に渡って荒川庄内に乱入し、正応五（一二九二年）六月頃までの間、互いを「悪党」または「悪行狼藉人」などとして、伏見天皇・天台座主慈助法親王・金剛峯寺座主（「東寺一長者」・静厳等にそれぞれ綸旨・令旨の発給を求めるなど、激しい訴訟合戦が行われていた。そして永仁二（一二九四）年四月頃までに、為時率いる悪党方と、金剛峯寺の意を受けた荒川庄沙汰人三毛太郎入道心浄方との間で、激しい戦闘が行われていたのである。おそらく三毛方の動きに金剛峯寺の制御が利かなくなっただろう、事態收拾不可能と判断した金剛峯寺の要請を受けて、幕府（実働は六波羅探題）が鎮圧軍を派遣して、為時方・三毛方双方を捕縛することで、事態は一応の收拾をみたのである。

【史料⑧】紀伊阿弓河莊地頭陳状并聖頼具書案⁽³³⁾

（前欠）

庄者、三代將軍御下文明鏡之間、貞応・嘉祿之比、不及其御沙汰者也、当庄地頭陳無動転事、弥令露頭了、次於荒川庄者、雖為高野^当○当知行、重代御家人三毛六郎入道心浄、為公文職知行之处、為高野合戦没収之地、拜領富樫^{トカシ}介入道定照之後、當時者返給心浄、至真国庄

志賀野村下司公文職者、御家人貴志次郎入道重代知行之處、同為合戰沒収之地、拝領閑藏人之後、返給于信正子息畢、然者、寺家当知行内^{七毛}、御家人重代所職、于今無相違之条、眼前也、

同狀云、文学聖人讓狀并下司職事^{云々}、地頭之由掠給之条、勿論、不依安堵先傍例^{云々}、

此条、遺跡相論之時、就後判狀、不可依安堵之由、問々有^其○御沙汰歟、如此御下文、相統重代知行地頭職者、被定置事記、争可申子細哉、就中、当庄地頭職者、如載先段、為平家沒収之地、從被拜領学上人以來、承元四年、忝被補任地頭職、承久三年重預地頭職還補御下文了、至于当御代、百余年知行無相違之上者、雖為下司職、不可有本所望、何況、於地頭職哉、加之、寺領^{庄官}可追放之由、就閑東御事書、為丹後前司御使、追放之刻、阿豆河庄地頭職、称寺領一円○掠入御使之間、捧代々御下文等、令言上子細之時、就被絰注進、為五大院六郎左衛門尉奉行、如永仁六年八月七日閑東御下知者、湯浅金迦羅丸申紀伊国河豆川庄事、如注進狀者、帶閑東代々御下文所見也、早止追放之儀、可安堵本職^{云々}、然者、寺僧所進於領家職証文者、不足言之間、不及地頭詞費、凡宗重法師忠節拔群事、右大将家不便^七

悪党召し捕りについての一考察（本間）

被思食之由、忝被下御自筆慇懃御書、不懸当国家人奉行催促、依別仰、可致忠節之旨、被成御下文了、此上者、早任重代相統御下文之旨、為蒙御成敗、粗披陳如件、

徳治二年八月 日

聖頼具書

御手印内

一 誉田天皇定堺四至

東限丹生河上 南限富川南横峯
西限神匂星川 北限吉野河

具註丹生氏天平十二年藉文并祝相傳祭文^{云々}

一 縁起中心不知行所々事

小河・柴目

八幡宮領 捧高野^山○御手印縁起、於閑東雖申給御教書、依八幡雜掌申子細、不及訴陳、被棄置了

西志庄東西^貴

西園寺領 地頭小鹿入道阿念^{云々}
一方地頭伊東卜号不知名

調月庄東西

唐橋法印領 下司・公文孫三郎不知實名、為高野合戰沒収之地、拝領保野八郎入道之後、返給孫二郎畢

小倉庄東西

金峯山領 下司・公文職等御家人大輔房幸尊、於貴志孫三分者、高野合戰御沙汰之刻、金峯雖申子細、任閑東不易御下文等、為齋藤九郎兵衛奉行、預于御下知了

（中略）

一 三谷村

下司・公文両職 重代御家人三谷太郎跡、但、本家職者、丹生社^{云々}

一 高野山当知行内上重代御家人所職無相違所々、

荒川庄公文職

為御家人三毛七郎入道分、高野合戦之時、
拝領富樫介入道

真国庄内

志賀野下司・公文両職、為貴志次郎入道分、
拝領閑蔵人、

(中略)

三毛庄

山門領 地頭六郎入道心淨、月七郎左衛門尉、不知實名、
為高野合戦没収之地、^(同) 拝領富樫介入道之後、返給心淨、

【史料⑧】によれば、丹後前司（長井茂重カ）率いる鎮圧軍が派遣され、彼等により為時の他、金剛峯寺方として動いていた三毛心淨等の御家人等も捕縛・所領没収にあつてゐることが判る。そして傍線部にみえるように、この軍事行動の根拠は「関東御事書」である。この騒動に関して、為時方から金剛峯寺住侶等の召し捕りを東寺長者に命じる旨の綸旨の発給を求めたことは確認できるが、この求めに伏見天皇が応えた形跡はない。^③ また、金剛峯寺方からも、為時等の召し捕りを六波羅探題に命じる旨の綸旨の発給を求めた形跡はあるものの、綸旨が発給された形跡はない。^④ としてもう一つの事例は、山城国賀茂庄の悪党事件で

ある。この事件は、正応二（一二八九）年頃から正和二（一二三三）年頃までの長期間に渡り、賀茂庄住人右衛門入道源仏・金伽羅入道源戒を頭目とした悪党と東大寺の戦いである。

正応三（或いは二年カ）年四月十一日、自力では悪党の召し捕りが不可能との判断を下した東大寺方からの要請を受け、六波羅探題へ悪党召し捕りを命じる（依頼する）^⑤ 聖護院宮令旨が発給された。その後、しばらく史料では追えないが、徳治年中（一三〇七年以降）から激しい戦鬭行為を伴う召し捕りが行われるようになり、その際に、六波羅探題から発給される衾御教書の「任法可召進其身」の根拠となつてゐるのは「関東御教書」である。^⑥

これらの事例は、本所一円地であっても治天の関与なしに悪党召し捕りが行われていることを示している。そして注目されるのは、その「違勅院宣」の役割を、替わりに「関東御事書」・「関東御教書」が果たしている点である。つまり、六波羅探題が本所一円地で軍事行動を起こす場合には、「違勅院宣」か、もしくは「関東御事書」・「関東御教書」か、そのどちらかが必要だということを表しているのである。六波羅探題を本所一円地へ介入させるこのとでできる媒介者は、治天と幕府なのである。

だが、追加法四四五条がありながら、悪党召し捕りには何故それらの媒介者が必要であったのだろうか。章を改めて考察したい。

四 悪党召し捕りと媒介者

追加法四四五条は、本所一円地での狼藉事件に対して幕府が主体的、能動的に関わることが認められている。本所方が幕府の関与を積極的に求めているわけではない。この本所が幕府の関与を避けたがる傾向は、鎌倉幕府が成立して以来、続いてきた標準的な状況であり、幕府もまた、できる限り関与を避けることが原則であった。追加法四四五条は、基本的にこの原則を踏まえた立法であり、幕府が能動性を示したとはいっても、あくまでも本所の自主性を損なわないという範囲内に留まるものとみなすことができるであろう。

それに対して、治天の関与の開始（「構造」の成立）をもたらしした状況は、それまでと何が異なるのかといえば、それは本所の態度である。本所が積極的に幕府の関与を求めようになる、という状況の変化が、治天の関与を生み出したのである。

本所の態度の変化を受けて、もし、幕府が同じく態度を

変え、積極的に本所一円地の狼藉事件に関与するということになったのであれば、それは本所と幕府の間の交渉で済むことになり、追加法四四五条をそのまま機能させればよいことになるはずである。しかし、幕府はできるだけ関与を避けるという基本姿勢を維持したのである。それゆえに、本所は幕府（六波羅探題）を動かすために、治天に働きかけるか、幕府自身に働きかけることが必要になった。それが「構造」の成立する理由である。六波羅探題を動かすことが目的であるのだから、それは治天でなければならぬということではなく、幕府であってもよいのである。ただ、本所は京都に存在するので、治天に働きかけるのが便宜であり、数的には圧倒的になったのだと思われる。六波羅探題が本所一円地への介入に逡巡するのは、幕府の、その成立以来の一貫した性格に由来している、という側面がある。

そして、「構造」の成立以後も六波羅探題は本所一円地への軍事介入を逡巡しつづけたようである。二章で取り上げた黒田庄悪党事件Ⅰでも、「構造」が成立しているにもかかわらず、理由をつけて訴訟を却下していることも、介入を避けようとしたものであろう。

【史料⑤】波線部について近藤氏は、奉行人津戸信濃房が

違勅狼藉・本所敵対の事実を隠匿し、年貢抑留の罪だけを引付に取り上げたため、東寺の訴訟が棄却されていることから、本所一円地における年貢抑留は幕府の裁判管轄から除外されていることを指摘し、さらに東寺方が「本件が違勅狼藉・本所敵対の検断沙汰であることを強調し、検断沙汰として六波羅に受理させるよう院に訴え」たとする。

しかし、ここで注目すべきは、奉行人津戸信濃房が、違勅狼藉・本所敵対の事実を隠匿したことではなからうか。隠匿→棄却という流れは、六波羅探題（厳密に言えば奉行人だが）の本所一円地への介入回避の意思表示とみえることはできまいか。また、次の伊賀国黒田庄悪党事件Ⅱでの奉行人の対応も同様のものとみなせると思われる。

正安三（一三〇〇）年から嘉暦三（一三二八）年の間繰り返された東大寺による黒田庄住人越後房親俊・伊賀房覚舜等を悪党として告訴した事件は、正和三（一三三四）年三月日付け東大寺衆徒重申状土代に興味深い記述を残している。それによると、担当奉行人の交替に際して、東大寺から提出されていた綸旨・院宣等具書の正文を紛失したため、東大寺に対し新しい院宣等の提出を求めた。だが、紛失した綸旨・院宣には「可召出交名之輩」との文言があったが、東大寺が新たに得た院宣には「可尋沙汰」となつて

いたため、六波羅御教書に「任法可召進」の文言が載せられないのだと奉行人が言ったというのである。

近藤氏はこの事例から、「違勅院宣」に一定の文言がなければ六波羅探題は悪党召進を命じる衾御教書が発給されないとするが、非本所一円地の悪党事件に際し発給される衾御教書に「任法不日召進彼輩」とあり、さらに、本所一円地でありながら治天の介入がみられないケースの衾御教書でも「任法可召進其身」などの文言がみられることから、「違勅院宣」に必要な文言がないために衾御教書が発給されないという理解は難しい。悪党召し捕りを命じる文言が衾御教書に載るか載らないかは、六波羅探題の意向に左右されるのであろう。

また、東大寺衆徒重申状土代によれば、紛失された綸旨・院宣を受けて発給された六波羅探題の召文催促は、八回発給されたものの内、最後の二回には「任法可召進」の文言が載っていたとし、その案文が提出されている。奉行人側で紛失しておきながら、案文・具書の提出では是とせず、新たな院宣の発行を求め、またそれに対しても文言の食い違いを指摘し、棄却するといった行為は、本所一円地への軍事介入を引き延ばそうとしていられると思われるのである。

このように、本所一円地への介入を躊躇する六波羅探題を促す役割を果たすのが、「違勅院宣」であり「関東御事書」・「関東御教書」なのである。だが、六波羅探題はなおも躊躇しつづけたのである。

なぜ、六波羅探題は躊躇したのか。勿論、理由は様々考えられ、一つではないのは明らかだが、六波羅探題自身の能力不足・召し捕り活動の過酷さ・使節への恩賞の不安定さも要因の一つであったと考えられる。国々に悪党訴訟が激発する中で、武家領の解決を優先したいと思うのは当然であり、本所一円地にまで関与する余力は、殆ど残されていないからではないだろうか。

五 悪党召し捕りの実態

本章では、悪党召し捕りがどのようなものであったのか、使節の動きを通してみていきたい。

1 実際の悪党召し捕り

悪党召し捕りを命じられた使節（多く両使）は、災難としか呼べないような状況に直面することとなる。丹波国宮田庄^⑥では、三〇〇人余りの悪党に対し、両使（一方は子息を代官とする）等と四日間に渡る合戦が展開、悪党方から

矢を放たれ、放火に遭うなど、人数的に劣勢な使節方は退却せざるをえなくなってしまう。山城国賀茂庄でも、数百人の悪党に対し、人数的に劣勢の使節方が、「以両使力、難召進候^⑦」として引き返す結果となる。

使節方が人数的に劣勢なことは、衾御教書に「相催近隣地頭・御家人等^⑧」或いは「相催国中地頭・御家人等^⑨」などと命じられていることから容易に想像でき、また実際に和泉国大鳥庄では、催されたはずの近隣地頭・御家人が一人しか合力せず、悪党が使節に対し「突楯放矢、致種々悪行狼藉^⑩」すといった状態であったことが判る。加えて、守護代が多く使節の一方を担い、もう一方も対象地に地縁を有し、且つ一定以上の勢力を持ち得たと推測できる御家人が多いことを考えると、六波羅探題はあくまでも使節個人の勢力に期待していたといえよう。度重なる悪党訴訟の一つ一つに十分に対処する能力（軍勢・経済力など）を保有していないことを、六波羅探題は自覚していたのではないだろうか。

さらに、本所からの度重なる訴えを受けて、六波羅探題は衾御教書に「毎度雖不被仰下、及狼籍者、馳向其庭、相鎮之、召捕其身^⑪」と記すようになる。これは、使節に対しての強権付与として六波羅探題の悪党召し捕りへの積極性と

評価されているが、一方では使節任せであるともれまいか。使節個人の力に多くを頼らざるをえない状況であり、それを六波羅探題も自覚していたから、衾御教書に「若為使節、猶有緩怠之儀者、守関東御事書、可有其沙汰也」などと記しておきながら、召し捕りが成功しないでも使節が処罰されることがなかったのであろう。⁽⁵⁵⁾

ただ、いずれにせよ、多勢に無勢状態の使節にとっては苦しい状況であったことは間違いないと思われる。

2 悪党召し捕りの恩賞

悪党召し捕りは、同じく六波羅探題から派遣される訴訟使節とは異なり、任務遂行後は幕府から恩賞が与えられるようである。⁽⁵⁶⁾先にみた高野山領悪党事件にその詳細がみえるため、確認していこう。

【史料⑧】 によって、富樫介入道定照（家春）は三毛六郎入道心浄跡の三毛庄公文職・地頭職・荒川庄公文職知行分や、三毛七郎左衛門尉跡の三毛庄知行分を与えられ、関蔵人頼成は、貴志次郎入道信正跡の真国庄志賀村下司・公文職知行分を、そして俣野八郎入道寂一は、調月孫三郎跡の調月庄下司・公文職知行分を与えられていることが判る。

以上の富樫・関・俣野の三名分が、高野合戦に参加して

得た恩賞かどうかは定かではないが、富樫定照が対象地を安堵された永仁四（一二九六）年十月二十六日付け関東下知状に、「度々召取悪党張本之賞」⁽⁵⁷⁾によって宛行われていることが明記されているので、恩賞であったことは間違いない。

しかし、永仁四年に与えられた恩賞は、徳治二（一二三〇）年八月の段階で、召し捕られたはずの三毛心浄・盛氏兄弟、貴志信正の子息、調月孫三郎に返給されていることが判る。これらが返給された時期は、嘉元三（一二三五）年であることが同年閏十二月二十三日付け関東下知状に、「三毛七郎左衛門尉盛氏跡替」⁽⁵⁸⁾として新たな所領が与えられていることから判明する。おそらく関・俣野にも替地が与えられたと思われる。悪党事件から十年経って、荒川庄沙汰人等は赦免されたのであろう。三毛等の赦免は、その行動が（最終的には制御できなくなるが）本来金剛峯寺の意向を受けたものであったこと、そして彼等が御家人であったことが理由であったと推測する。

ともかくも、悪党召し捕りで得た恩賞地は、替地を与えられるとはいえ、悪党の赦免を以て手放す必要があるという不安定なものであったと思われる。また、恩賞地を得ても捕縛を逃れた一族等の乱入に遭ったり、⁽⁵⁹⁾替地を与えられ

でもその先で領有権争いが起こったりと、その経営は非常に難しいものであったようである。

悪党召し捕りは使節にとつて、その生命や経済力を捧げる過酷な任務である一方、成功しなければ恩賞を得ることもできず、また、成功し恩賞を得たとしても、その経営は非常に不安定であった。払う犠牲に対価が見合わないという極めて難しい任務であったのであり、それを六波羅探題自身も十分に自覚していたのであろう。

むすびにかえて

悪党と呼ばれる人々は、多かれ少なかれ常に存在し、幕府の取り締まり対象であった。承久の乱後、しばらくは幕府と朝廷との相互協力関係の許に悪党召し捕りは行われ、正嘉以降の悪党蜂起の激発化で、本所の自力での紛争解決能力が限界に達すると、幕府と朝廷のパワーバランスは崩れ、幕府依存の度合いが強くなる。

後嵯峨上皇期に狼藉事件における六波羅探題の本所一円地への関与が公に認められ、やがて、本所の態度も武家の関与を積極的に求めるものへと変化した。しかし、本所一円地へはできる限り関与を避ける、という鎌倉幕府成立以来の原則に従い、六波羅探題は本所一円地への関与を逡巡

悪党召し捕りについての一考察（本間）

したのである。そしてその六波羅探題を動かす媒介者として、治天と幕府が求められ、彼等の発給する「違勅院宣」か、もしくは「関東御事書」「関東御教書」かのいずれかが必要であった。しかしなお、六波羅探題は本所一円地への関与を回避しようとした。それは、悪党訴訟の激発による処理能力の限界、悪党召し捕りの過酷さ、恩賞の不安定さ、などによるためではないかと指摘した。

最後に、六波羅探題を促す媒介者が治天もしくは幕府であることに何らかの差違があるのか、その可能性を指摘して拙い考察を終えたい。

【史料⑨】関東下知状案⁽⁶²⁾

富樫介（家持） 法師（法名定照、今者死去） 子息次郎（宗明）

伊勢国飯野・多気・三重・安濃・奄（芸脱）・員弁郡々地頭職事

右、郡々者本所一円地也、而彼土民等背 勅裁、及敵対之間、為絶彼狼藉、可被補地頭之旨、本所就被望申、以定照被補地頭畢、仍守御下文、可沙汰付于定照之旨、被仰小串六郎行郷・佐竹四郎五郎入道義念畢、爰如六波羅執進行郷・義念正和五年九月廿五日請文者、構城榔、不入立使者云々、於彼輩者、就雜掌訴、既被処流刑了、至

地頭職者、可沙汰付于定照跡也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

元応二年十二月七日

(北条高時)
相模守平朝臣在判

(金沢貞顯)
前武蔵守平朝臣在判

【史料⑨】によれば、富樫定照が得た伊勢国内の地頭職は、本来本所一円地であったものを、狼藉鎮圧（おそらく悪党召し捕り）の功により与えられたものであること、そしてまた、狼藉鎮圧のために地頭を置くことが本所の希望であったということが判る。【史料⑨】⁽⁶³⁾だけでは、狼藉鎮圧を目的とするとはいえず、本所が地頭職を置くことを希望するとは俄には信じられないし、幕府の発言が真実かどうかとも疑わしいが、山城国賀茂庄悪党事件でもその訴状に「所詮、被召出彼右衛門入道以下之悪党人、□□被処禁獄流罪之重科之日、彼等若不応召者、欲被居地頭於彼所」⁽⁶⁴⁾とあることから、本所方から地頭の設置を望むことがあったのであろう。そして、賀茂庄悪党事件での媒介者がやはり幕府であることを踏まえると、本所が媒介者に幕府を選ぶという事は、本所一円地への地頭職設置の容認を意味するのではなからうか。また、同じく幕府を媒介者とした高野山領の事例でも、本所一円地所領に給人としてではあるが、御家人が入り込

んでいることも見逃してはならない。

治天を媒介者とした悪党召し捕りの恩賞の詳細を知ることとは、史料の制約から難しいが、富樫定照が「依熊野悪党合戦使節」⁽⁶⁵⁾り伯耆国野津郷氣徳村地頭職を得ていることがみえ、召し捕りの対象地外から恩賞が与えられることを考えると、治天を媒介者とした場合には、恩賞は本所一円地外から与えられると推測できまいか。

本所が媒介者に治天ではなく、幕府を選んだ理由を明確にすることはできないが（或いは、一円地への御家人の介入を容認せざるを得ないほど悪党に悩まされていたということなのかもしれず、また、幕府を通した方が六波羅探題の行動がより確実だったということかもしれないが）、幕府を媒介者にするということは、本所一円地への御家人の進入を認めざるを得ない結果が待っていたと推測することはできないだろうか。

註

(1) 近藤成一「悪党召し捕りの構造」(永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年)。

(2) 治天の君が天皇であれば論旨、上皇であれば院宣が発給される。悪党関係史料上に院宣の方が多くみえることから、

本稿では、六波羅探題を悪党召し捕りに促すために発給される治天の発給文書について、便宜上「違勅院宣」に統一して記す。

(3) 前掲註(1) 近藤氏論文。

(4) 山陰加春夫「『高野合戦』攷」(同氏『中世寺院と「悪党」清文堂出版、二〇〇六年)。

(5) 前掲註(1) 近藤氏論文。

(6) 「大和春日神社文書」(『鎌倉遺文』三六五八号。以下、『鎌』と略記する)。

(7) 「大和春日神社文書」(『鎌』三六六三号)。

(8) 「大和春日神社文書」(『鎌』三六六八号)。

(9) 「大和春日神社文書」(『鎌』三六五四号)。

(10) 正嘉の飢饉の概要については佐藤和彦「戦乱・災害と民衆生活」(同氏『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年。初出は一九七五年)に詳しい。それによると「正

嘉元年(一二五九)には、加賀法印定清の祈雨、若宮別当僧正などの祈雨法の修行にもかかわらず、災害が続き、七月十三日には寛喜の例にならって天下豊稔を祈祷する「風伯祭」も行われたが効果なく(『吾妻鏡』)、翌年になると六月には異常な寒さがおとずれ、八月には大暴風雨が、九月・十月には大風と洪水が続き、屋宅は流され、多くの人々が溺死した、そのみならず、九月には諸国に群盗が蜂起し、社会不安が増大した。このため五穀は熟さず、翌々正嘉三年にかけて、餓死者その数を知らずという大飢饉となった

のである『暦仁以来年代記』』とある。

(11) 追加法三一九条「出羽陸奥夜討強盜事」(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年。以下、「追加法三一九条」のように記す)。

(12) 追加法三二〇条「国々悪党警固事」。

(13) 前掲註(11)追加法三一九条や前掲註(12)追加法三二〇条。

(14) 西田友広「鎌倉幕府の検断と国制」(吉川弘文館、二〇一一年)に詳しい。

(15) 前掲註(14) 西田氏論文。

(16) 前掲註(1) 近藤氏論文。

(17) 「東寺百合文書と函」(『鎌』一八七九四号)。

(18) 「東寺百合文書不函」。この史料は『中世法制史料集第一巻鎌倉幕府法』第三部参考資料第二九条「本所敵対輩事」として採用され、一部が翻刻されている。

(19) 【史料④】と【史料⑤】は、同じく大和国平野殿庄を舞台とした事件だが、全く別の訴訟案件である。

(20) 森茂暁「鎌倉後期における公家訴訟制度の展開」(『時野谷滋博士還暦記念制度史論集』時野谷滋博士還暦記念制度史論集刊行会、一九八六年。後に補訂され、森氏「鎌倉時代の朝幕関係」思文閣出版、一九九一年に再録)。

(21) 木村英一「鎌倉後期多武峯小考―「勘仲記」裏文書にみえる一相論から―」(上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年)。

(22) 「大宮文書」(『鎌』二二二六三号)。

- (23) 『勘仲記』「弘安六年一〇・一一月巻裏文書」(『鎌』一三六四八号)。なお、【史料⑥】は木村氏の校訂に従う。
- (24) 「東大寺文書四ノ三」(『鎌』三〇四二〇号)。
- (25) 前掲註(21) 木村氏論文。
- (26) 「近衛家文書」(『兵庫県史史料編中世八』「県外所在文書IV 近衛家文書一八」)。
- (27) 追加法四四五条「国々狼藉事」。
- (28) 「東大寺文書」(東大寺図書館架蔵一―一二二) 東大寺衆徒等申状等案(『大日本古文書家わけ第十八東大寺文書之十一』六三)。
- (29) 「高野山文書」(又続宝簡集)「阿氏河庄地頭披陳条并頼聖具書案」(『大日本古文書家わけ第一高野山文書之六』七八―一三九四)に「高野合戦」との表現が見える。また、海津一朗「永仁の『紀州御合戦』考」(佐藤和彦先生退官記念論文集刊行委員会編『相剋の中世―佐藤和彦先生退官記念論文集』東京堂出版、二〇〇〇年)によって示された「丹生文書」中の永仁二年四月廿日付け関東御教書案写の追書に「紀州御合戦」とみえる。なお、「阿氏河庄地頭披陳条」は「鎌」二三〇三七号として収められ、「頼聖具書案」は三毛庄の部分のみ「鎌」二八八五号として収められている。一方「丹生文書」中の「関東御教書案写」は、追書部分のないものが「鎌」一八五二六号として収められている。
- (30) 前掲註(4) 山陰氏論文。
- (31) 「金剛峯寺文書」(『鎌』一七七〇九号) 正応四年九月日付け法心申状案中に「高野山悪僧并荒川庄沙汰人心浄等」とあることから、金剛峯寺と行動を共にしていたことが判る。
- (32) 前掲註(4) 山陰氏論文、「和歌山県史」等の先行研究ではそのように推測しており、本稿もそれに従う。
- (33) 前掲註(29)。なお、文書中の符号については省略した。
- (34) 「金剛峯寺文書」正応四年九月日付け法心申状案(『鎌』一七七〇八号)。朝廷へ提出された申状案。同日付である前掲註(31)は六波羅探題へ提出された申状案である。
- (35) 「金剛峯寺文書」正応四年十一月日付け紀伊高野山衆徒等申状案(『鎌』一七七六四号)。伏見天皇は当初、天台座主慈助法親王の令旨を受けた為時方の訴えを聞き入れていた様子があり、金剛峯寺方へ悪党事件に関しての論旨を下した形跡はみられない。
- (36) 「東大寺文書」(一―二二―三) 年不詳(おそらく正応二年か三年) 四月十日付法眼栄深書状案(『加茂町史第五巻資料編二』正応二年)。
- (37) 「東大寺文書」(一―二二―三) 年不詳(おそらく正応二年か三年) 四月十一日付聖護院宮令旨案(『加茂町史第五巻資料編二』正応二年)。なお、本文書は前掲註(36)及び正応二年三月十日付け六波羅探題連署書状案とともに一紙を成している。
- (38) 「大和唐招提寺蔵東大寺文書」正応三年一二月一日付け六波羅御教書案(『鎌』二五三七三号)・「東大寺文書」正応四年十月十一日付け六波羅御教書案(『鎌』二五六三六号)

など。

(39) 前掲註(1) 近藤氏論文。

(40) 「東大寺文書」(東大寺図書館架蔵一―一六) 正安二年四月日付け東大寺衆徒等重申状土代(『鎌』二〇四二八号)が二度目の訴状であり(初度の訴状は現存せず)、「東大寺文書」嘉暦三年十月日付け東大寺衆徒等申状土代(『鎌』三〇四二四号)・「東大寺文書」年不詳(嘉暦三年カ)十月十四日付け後醍醐天皇綸旨案(『鎌』三〇四二〇号)などで覚舜等が配流に処せられたことが判る。

(41) 「東大寺文書」(東大寺図書館架蔵一―一二〇) (『大日本古文書家わけ第十八東大寺文書之十』八四)。

(42) 前掲註(1) 近藤氏論文。前掲註(41) 東大寺衆徒重申状土代では正応四年十二月十二日付け・正安二年八月二十五日付けの何れも「院宣」とするが、前掲註(40) 正安二年四月日付け東大寺衆徒等重申状案では正応四年十二月十二日付け文書は「綸旨」とさている。正応四年は伏見天皇親政期であったので、近藤氏の指摘通り、正応四年は綸旨、正安二年は院宣とするのが正しいであろう。

(43) 前掲註(1) 近藤氏論文。

(44) 「田代文書」元徳二年十月二十五日付け六波羅御教書案(『鎌』三二二四八号)や「近衛家文書」元徳二年三月二十日付け六波羅御教書(『図書寮叢書近衛家文書六』一七五〇号)など。

(45) 前掲註(38) 正応四年十月十一日付け六波羅御教書案など。

悪党召し捕りについての一考察(本間)

(46) 丹波国宮田庄の悪党事件については、櫻井彦『悪党と地域社会の研究』(校倉書房、二〇〇六年)に詳しい。

(47) 「大和唐招提寺蔵東大寺文書」正和三年七月二十五日付け春近康朝請文案(『鎌』二五一八四号)など。

(48) 前掲註(45)や「近衛家文書」元徳三年二月二十四日付け六波羅御教書(『図書寮叢書近衛家文書六』一七五二号)、前掲註(44)「田代文書」など。

(49) 「東大寺文書」正和五年七月十三日付け六波羅御教書案(『鎌』二五八八九号)など。

(50) 「田代文書」元徳二年十二月十六日付け源秀清請文案(『鎌』三三三二三号)。

(51) 拙稿「鎌倉幕府派遣使節について―六波羅探題使節を中心―」(『法政史学』第六十九号、二〇〇七年)。訴訟に際して派遣される使節には、対象国に地縁がある者が選出されていたことを指摘した。悪党事件については他の訴訟使節以上に、特定の人物(家)が選出される傾向が強まる。『峯相記』にも悪党鎮圧の使節に「有名ノ仁ヲ兩使ニ定」めとあることも、徴証となるだろう。

(52) 「東寺百合文書ぬ函」嘉暦二年八月五日付六波羅御教書案(『鎌』二九二九五号)など。

(53) 外岡慎一郎「鎌倉末―南北朝期の守護と国人―」六波羅―両使制―再論―(『ヒストリア』一三三、一九九一年)、同「使節遵行に関する覚書」(『敦賀論叢』七、一九九二年)、同「使節遵行と在地社会」(『歴史学研究』六九〇、一九九六

年)など。

- (54) 「東寺百合文書ぬ函」元亨四年十一月二日付六波羅御教書案(『鎌』二八八六三号)など。

- (55) 罰則文言が付け加えられて以降も、召し捕りが成功せずとも使節が処罰された形跡はみられず、そのまま派遣され続けている。

- (56) 前掲註(51) 拙稿および前掲註(29) など。

- (57) 山陰氏をはじめ先行研究は、この三名を合戦に参加していたとするが、富樫が恩賞を与えられた理由は「度々召取悪党張本之賞」であり、高野合戦への参加が確実であったとは言いがたいように思われる。また、富樫が同案件の他にも悪党召し捕り・狼藉鎮圧の功で恩賞を得ていることが確認でき、かつまた後述するように、媒介者の違いから、与えられる恩賞地の性質が異なることが推測できることから、別案件の功によって今回の高野山領を恩賞地として与えられたとも十分に考えられると思われる。

- (58) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」永仁四年十月二十六日付け関東下知状案(『鎌』一九一六九号)。

- (59) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」(『鎌』二二四八〇号)。

- (60) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」永仁五年正月二十日付け六波羅御教書案(『鎌』一九二五八号)。

- (61) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」文保元年七月五日付け六波羅施行状写(『鎌』二六二二五号)。

- (62) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」元応二年十二月七日付け関東下知状案(『鎌』二七六五二号)。

- (63) 「東大寺文書」(東大寺図書館架蔵一―一―二七) 永仁五年(三月十五日) 付け東大寺衆徒等重申状土代(『鎌』一九三一一号)。

- (64) 「御池坊文書」永仁六年八月十日付け関東下知状案(『鎌』一九七六四号)。

- (65) 「大阪四天王寺蔵如意宝珠御修法日記裏文書」正和元年九月十日付け関東下知状案(『鎌』二四六五四号)。先行研究では本文書での恩賞の根拠も永仁の高野合戦であろうかと推測しているが、本文書は「熊野悪党合戦」とあり、高野合戦と同じ対象地とみなすことは難しい。永仁の高野合戦とは別案件であろう。

〔付記〕 本稿の成稿にあたり、河内祥輔先生に御指導を賜りました。この場をお借りして御礼申し上げます。